

「農業保険法施行規則の一部改正案及び農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部改正案についての意見・情報の募集について」の結果について

令和 5 年 5 月 25 日
農林水産省経営局保険課

農業保険法施行規則の一部改正案及び農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部改正案について、令和 5 年 3 月 29 日から 4 月 27 日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、8 件の御意見が寄せられました。

なお、本件とは直接関係のない 3 件の御意見をいただいております。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙 1 のとおり取りまとめたので、お知らせします。

また、「農業保険法施行規則の一部を改正する省令」については、公表した案のとおり制定することとし（別紙 2）、「農業経営収入保険基準収入金額等設定準則を定める件の一部を改正する件」については、公表した案のとおり制定することとし、農業保険法第百八十条第三項等の規定に基づく農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件の一部を改正する件とあわせて制定することといたしました（別紙 3）。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。